平成２５年（フ）第１１号
大分県佐伯市弥生大字井崎1226番地１　磯貝ハイツＡ102号
債務者　保田　宏幸
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
宮崎市大島町四反田632番地　市営住宅238棟１号、前住所宮崎市田野町乙10905番地52県営住宅542棟202号
債務者　川口　健吾
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７８号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田1268番地14、前住所鹿児島県志布志市有明町野井倉7486番地１
債務者　永瀬　和枝（旧姓平山）
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
鹿児島県志布志市志布志町帖6543番地２、前住所鹿児島県志布志市志布志町安楽190番地78　若葉団地３号棟403号
債務者　若松慎太郎
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
鹿児島県志布志市志布志町帖6543番地２、前住所鹿児島県志布志市志布志町安楽190番地78　若葉団地３号棟403号
債務者　若松　麻美
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
沖縄県名護市城２丁目13番10―202号　比嘉アパート
債務者　上間　太樹
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第９５号
神戸市西区学園西町１丁目１番地の１　1401号
債務者　田中　　悟
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
兵庫県明石市太寺２丁目12番22号　ヴィラタウンＴＫＺ２号、前住所兵庫県明石市上ノ丸１丁目９番27号
債務者　久保はるか（旧姓田淵）
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
兵庫県明石市魚住町金ケ崎377―１、住民票上の住所神戸市兵庫区芦原通４丁目２番22―706号
債務者　横山　幸次
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
兵庫県明石市魚住町清水2070番地の２　市住416号
債務者　森本多喜男
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
神戸市西区樫野台５丁目２番地　Ｃ―1305号
債務者　神野　加那
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
兵庫県明石市港町６番11号　松下アパート２Ｆ南号
債務者　松田　早苗（旧姓森本・中辻）
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
兵庫県明石市本町２丁目８番22号　シャルマンフジ明石参番館901号
債務者　北江　由明
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
神戸市西区中野２丁目８番地の５　ふれあいはいつＡ―101号
債務者　櫻井　雅人
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
神戸市西区狩場台１丁目50番地の31
債務者　田中　悦子（旧姓千田）
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
神戸市西区玉津町出合18番地　県住４―206号
債務者　篠原慶子こと　金　　慶子
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係